

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り
の翌日
に於て
発行)

目次

◇目次 農業振興地域の指定

告示

鳥取県告示第二百三十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六
条第一項の規定に基づき、河原町、東伯町、赤碕町、大山町、西伯町及び
境港市に係る農業振興地域を次のとおり指定する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政企画課及び関係地方農林振興局に備
え置いて縦覧に供する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	区域
河原地域	河原町の区域のうち、次の区域（第一号図から第七号図まで の赤色で着色した区域）を除いた区域 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条の規定に

東伯地域

よる鳥取森林計画区に係る地域森林計画の河原町の林班番号四、
五十、五十四、六十二から八十七まで、九十、九十六から百一
まで及び百六の全部の区域並びに同林班番号五、六、十四、十
五、四十九、五十一、百二及び百三の一部の区域並びに昭和四
十五年三月三十一日現在の国有林及び官行造林地の区域
（「第一号図から第七号図まで」は、省略する。）

東伯町の区域のうち、次の区域を除いた区域

イ 御幸川、国道九号線、町道逢東下伊勢線、町道上伊勢下伊
勢線、町道浦安下伊勢線、県道東伯倉吉線、町道大正通線、
県道野井倉浦安停車場線、国鉄山陰本線、赤碕町との境界及
び海岸線により囲まれる区域

ロ 第一号図から第七号図までの赤色で着色した区域

（大山隠岐国立公園に係る特別地域、森林法第五条の規定に
よる倉吉森林計画区に係る地域森林計画の東伯町の林班番号十
三、十六、二十五、二十九から三十三まで、三十九、四十五、
四十七、五十二から五十四まで及び五十八から六十までの全部
の区域並びに同林班番号二十八の一部並びに昭和四十五年三月
三十一日現在の国有林の一部の区域）
（「第一号図から第七号図まで」は、省略する。）

赤碕地域

赤碕町の区域のうち、次の区域を除いた区域

イ 東伯町との境界、国鉄山陰本線、主要地方道赤碕大山線、
町道西宮勝田線、国鉄山陰本線、月輪川及び海岸線により囲
まれる区域

ロ 第一号図から第六号図までの赤色で着色した区域

<p>西伯地域</p>	<p>西伯町の区域のうち、次の区域（第一号図から第九号図までの赤色で着色した区域）を除いた区域</p> <p>森林法第五条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画の西伯町の林班番号一から三まで、八、二十一、二十三、二十五から二十七まで、二十九、三十二、四十二、四十六、五十一、五十二、五十四から五十九まで、六十四から六十八まで、</p>
<p>大山地域</p>	<p>大山町の区域のうち、次の区域（第一号図から第八号図までの赤色で着色した区域）を除いた区域</p> <p>大山隠岐国立公園に係る特別保護地区、特別地域及び集閉施設地区、森林法第五条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画の大山町の林班番号十七、二十八、二十九、三十一、三十二、及び三十七から三十九までの全部の区域並びに同林班番号十六、十九、二十一、二十五、二十七、四十、四十二、及び四十四の一部の区域並びに昭和四十五年三月三十一日現在の国有林の一部の区域</p> <p>（「第一号図から第八号図まで」は、省略する。）</p>
<p>境港地域</p>	<p>境港市の区域のうち、次の区域（次の図面の赤色で着色した区域）を除いた区域</p> <p>旧都府評画法（大正八年法律第三十六号）第三条の規定により指定された用途地域並びに輸送航空防災基地の区域</p> <p>（「次の図面」は、省略する。）</p>
<p>西伯地域</p>	<p>（大山隠岐国立公園に係る特別保護地区及び特別地域、森林法第五条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画の赤碓町の林班番号十四から十七まで、四十二、四十五、五十八及び五十九の全部の区域並びに同林班番号四十一、六十及び六十四の一部の区域並びに昭和四十五年三月三十一日現在の国有林の一部の区域及び官行造林地の区域）</p> <p>（「第一号図から第六号図まで」は、省略する。）</p> <p>大山町の区域のうち、次の区域（第一号図から第八号図までの赤色で着色した区域）を除いた区域</p> <p>大山隠岐国立公園に係る特別保護地区、特別地域及び集閉施設地区、森林法第五条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画の大山町の林班番号十七、二十八、二十九、三十一、三十二、及び三十七から三十九までの全部の区域並びに同林班番号十六、十九、二十一、二十五、二十七、四十、四十二、及び四十四の一部の区域並びに昭和四十五年三月三十一日現在の国有林の一部の区域</p> <p>（「第一号図から第九号図まで」は、省略する。）</p> <p>境港市の区域のうち、次の区域（次の図面の赤色で着色した区域）を除いた区域</p> <p>旧都府評画法（大正八年法律第三十六号）第三条の規定により指定された用途地域並びに輸送航空防災基地の区域</p> <p>（「次の図面」は、省略する。）</p>

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価】部一箇月三百円（送料を含む。）